

別表1

1. 介護福祉施設(特別養護老人ホーム)の実施事業所に対する補助金額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{補助金額} & = & \text{(全額補助対象額} & + & \text{(補助率による補助対象額} & \times & \text{補助率)} & \times & \text{市町村比率} \\ & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\ & & \left[\frac{\text{〔軽減総額－(本来受領額} \times 10 / 100) \text{〕} \text{①}}{} \right] & + & \left[\text{〔軽減総額－①－控除額〕} \times \frac{1}{2} \right] & & & \times & \left[\frac{\text{千葉市分軽減総額}}{\text{軽減総額(％)}} \right] \end{array}$$

2. 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の実施事業所に対する補助金額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{補助金額} & = & \text{補助率による補助対象額} & \times & \text{補助率} & & \text{市町村比率} \\ & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\ & & \left[\text{軽減総額－控除額} \right] & \times & \frac{1}{2} & \times & \left[\frac{\text{千葉市分軽減総額}}{\text{軽減総額(％)}} \right] \end{array}$$

【軽減総額】

軽減対象サービスについて利用者負担額を軽減した総額(他市区町村の被保険者分を含む。)

【本来受領額】

当該事業所における軽減対象サービスの全ての利用者(他市区町村の被保険者を含む。)について、軽減措置を実施しなかった場合に、本来受領する利用者負担額の総額。ただし、以下の利用者負担額を除くものとする。

- ・保険給付の対象とならないサービス利用者についての利用者負担額
- ・生活保護受給者に係る利用者負担額
- ・実施要綱第4条第6項に規定する者に係る介護費負担
- ・実施要綱第4条第7項に規定する者に係る介護費負担、食費負担及び居住費負担(同項に規定する居住費負担を除く。)

【控除額】

本来受領額 $\times 1 / 100$

注: 全額補助対象額と補助率による補助対象額が0未満の場合、0とする。